

認知症施策の推進について

(1) 認知症施策推進5か年計画について

認知症施策推進5か年計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画として、必要な医療や介護サービス等について数値目標を定めており、これらを踏まえ、平成27年度からの第6期介護保険事業（支援）計画に関する基本的な指針案では、

- ① 地域ごとに、認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を確立し、その内容を介護サービス見込み量に反映すること
- ② 各都道府県及び各市町村の認知症施策について具体的な計画を定めていただくこと

を依頼しているが、引き続き、認知症施策推進5か年計画に定める各種施策の推進に努められたい。

なお、同計画の現在の進捗状況は次のとおりとなっている。

「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の進捗状況①

※以下の数値については、今後の集計の結果、変更等があり得る。

1. 標準的な認知症ケアパスの作成

目標	現在の状況
○認知症ケアパスの作成・普及	
認知症ケアパスを作成し、平成27年度以降の介護保険事業計画に反映。	平成27年度以降の第6期介護保険事業計画のサービス見込み量に認知症ケアパスを反映するよう、国の定める指針案等を通じて依頼。

2. 早期診断・早期対応

目標	現在の状況
○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	
平成29年度末50,000人	平成25年度末 38,053人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	
平成29年度末4,000人	平成25年度末 3,220人
○認知症初期集中支援チームの設置	
平成27年度以降 全国普及のための制度化を検討。	平成26年10月現在で41市町村で実施。 医療介護総合確保推進法により、平成27年度から順次実施、平成30年度には全ての市町村で実施。
○早期診断等を担う医療機関の数	
平成29年度末約500か所	平成26年10月現在で認知症疾患医療センターは278か所（今後も追加内示予定）。
○地域ケア会議の普及・定着	
すべての市町村で実施。	1. 207保険者が実施（平成24年度末時点）。 平成27年度から実施について努力義務を設けた。

「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の進捗状況②

※以下の数値については、今後の集計の結果、変更等があり得る。

3. 地域での生活を支える医療サービスの構築

目標	現在の状況
○認知症の薬物治療に関するガイドラインの策定 ガイドラインを策定し、平成25年度以降、医師向けの研修等で活用。	平成24年度に「かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン」を策定・公表し、医療従事者に対して活用を促している。
○精神科病院に入院が必要な状態像の明確化 平成24年度から調査・研究を実施。	平成24年度から平成25年度にかけて検討会を開催し、入院が必要な状態像としては、介護力、受け皿等の地域差異が大きく、一律に明確化することは困難であるが、(Ⅰ)妄想や幻覚が目立つ、(Ⅱ)些細なことで怒りだし、暴力などの興奮行動につながる、(Ⅲ)落ち込みや不安・苛立ちが目立つことにより、本人等の生活が阻害され、専門医による医療が必要とされる場合が考えられる、と報告されている。
○「退院支援・地域連携クリティカルパス」の作成 平成25～26年度に医療従事者向けの研修会を通じてクリティカルパスを普及。退院見込者に必要となる介護サービスの整備を平成27年度以降の介護保険事業計画に反映する方法を検討。	クリティカルパスについては、現在、厚生労働科学研究において、ある地域に試験的に導入し、その効果等の検証を行っている。 平成27年度以降の第6期介護保険事業計画のサービス見込み量に精神科病院からの退院見込者を反映するよう、国の定める指針案等を通じて依頼。

4. 地域での生活を支える介護サービスの構築

目標	現在の状況
○認知症の人が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくために、必要な介護サービスの整備を進める 認知症高齢者の介護サービス利用について ・認知症対応型共同生活介護 平成29年度末 25万人	・認知症対応型共同生活介護 平成26年6月現在で約18万人(約1万3千事業所)

「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の進捗状況③

※以下の数値については、今後の集計の結果、変更等があり得る。

5. 地域での日常生活・家族の支援の強化

目標	現在の状況
○認知症地域支援推進員の人数 平成29年度末 700人	平成26年10月現在で217市町村で実施。 医療介護総合確保推進法により、平成27年度から順次実施、平成30年度には全ての市町村で実施。
○認知症サポーターの人数 平成29年度末 600万人	平成26年9月末現在で約545万人
○市民後見人の育成・支援体制を整備している市町村数 将来的に、全ての市町村での体制整備	平成25年度で市民後見推進事業を128市町村が実施。
○認知症の人やその家族等に対する支援 平成25年度以降、「認知症カフェ」の普及などにより認知症の人やその家族等に対する支援を推進	平成25年度から国の財政支援により全国的な普及を図っており、平成26年度からは地域支援事業で実施。

6. 若年性認知症施策の強化

目標	現在の状況
○若年性認知症支援のハンドブックの作成 平成24年度からハンドブックの作成・配布	平成24年度にハンドブックを作成し、全市町村へ配布。医療機関、市町村窓口等で若年性認知症と診断された人とその家族に配布。
○若年性認知症の人の意見交換会開催などの事業実施都道府県数 平成29年度 47都道府県	平成25年度で21都道府県

「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の進捗状況－④

※以下の数値については、今後の集計の結果、変更等があり得る。

7. 医療・介護サービスを担う人材の育成

○認知症ライフサポートモデル（認知症ケアモデル）の策定					
平成25年度以降、認知症ケアに携わる従事者向けの多職種協働研修等で活用。	平成25年度から国の財政支援により全国的な普及を図っており、平成26年度からは地域支援事業で実施。				
○認知症介護実践リーダー研修の受講者数					
平成29年度末 4万人	平成25年度末現在で28,713人				
○認知症介護指導者養成研修の受講者数					
平成29年度末 2,200人	平成25年度末現在で1,814人				
○一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の受講者数					
平成29年度末 87,000人	平成25年度末現在で6,245人				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>都道府県実施分</td> <td>4,129人</td> </tr> <tr> <td>団体実施分</td> <td>2,116人</td> </tr> </table>	都道府県実施分	4,129人	団体実施分	2,116人
都道府県実施分	4,129人				
団体実施分	2,116人				

（2）認知症総合支援事業（認知症に係る地域支援事業）について

ア 事業実施について

今回の制度改正では、安定的な財源を確保しながら、これらの取組を更に推進するため、先般の通常国会において成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」（以下「認知症総合支援事業」という。）を地域支援事業の包括的支援事業として位置づけ、平成27年度から順次実施し、平成30年度からは全市町村で実施することとしている。

認知症総合支援事業は、平成26年度において地域支援事業の任意事業として実施されている、以下の3事業の事業内容を総合的に実施するものである。

- ① 認知症初期集中支援推進事業
- ② 認知症地域支援推進員設置事業
- ③ 認知症ケア向上推進事業

事業の実施方法は、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の配置を前提として、現行の認知症ケア向上推進事業におけるメニューについては、地域の実情に応じて実施するものとする予定である。

また、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員のいずれかが配置されていれば、当該事業を開始しているとも考えられるため、その実施を猶予する条例の制定までは必要ないものとする。

イ 認知症総合支援事業における認知症初期集中支援推進事業の取扱いについて

認知症総合支援事業における認知症初期集中支援推進事業は、平成 30 年 4 月からの全市町村での実施に向けて、今後 3 年間で、チーム員の質を確保しながら、量的な拡大を図っていくことが必要となる。

このため、例えば、チーム員に係る研修受講の要件については、本年度までは、国の定める研修を受講していなければ事業に参加できなかったが、来年度からは、受講を原則としながらも、やむを得ない場合には、国の定める研修を受講したチーム員が受講内容をチームで共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする予定である。

また、同研修については、各都道府県を実施主体として、国立長寿医療研究センターに事業を委託して実施することを検討しており、その財源については予算編成の過程の中で検討したい。

さらに、「事業が実施されていない要因」について、各都道府県に調査を行っており、その結果等も参考にしながら、当該事業に係る要件について検討していくこととしている。

なお、認知症初期集中支援チームのチーム員の配置については、弾力的な運用が可能となるよう、専従や常勤などの要件は設けておらず、認知症地域支援推進員等との兼務も業務に支障がない範囲で可能である。

ウ 認知症総合支援事業における認知症地域支援推進員等設置事業の取扱いについて

認知症総合支援事業における認知症地域支援推進員等設置事業は、平成 30 年 4 月からの全市町村での実施に向けて、今後 3 年間で、その資質を確保しながら、量的な拡大を図っていくことが必要となる。

このため、本年度まで、認知症地域支援推進員については、国の定める研修（実施主体：認知症介護研究・研修東京センター）の受講を要件としていたが、来年度からは、

- ① 国においては、研修の実施要領等を定めるとともに、認知症地域支援推進員として活動前に有しておくべき知識等を盛り込んだマニュアルを作成して提示し、
 - ② 都道府県は、研修やネットワーク会議などを実施して、認知症地域支援推進員の資質の向上を図る
- ことを考えている。

ただし、都道府県が研修を外部へ委託する受け皿として、引き続き、認知症介護研究・研修東京センターによる研修も選択肢として確保する予定である。

また、上記の研修やネットワーク会議などの財源については予算編成の過程の中で検討したい。

なお、認知症初期集中支援チームと同様、認知症地域支援推進員の配置についても、弾力的な運用が可能となるよう、専従や常勤などの要件は設けておらず、認知症初期集中支援チーム員等との兼務も業務に支障がない範囲で可能である。

(3) 認知症に関する介護従事者研修の見直しについて

「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」については、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331007 号厚生労働省老健局計画課長通知）において標準カリキュラムをお示しし、各都道府県・指定都市はこれを参考として、それぞれ地域の実情に応じた独自の研修カリキュラムを作成いただいているが、本年 2 月 25 日の課長会議でもお伝えしたとおり、本年度の研究事業において、研修体系及び研修カリキュラムの見直し検討を行っている。

当該研究事業では、現在の認知症介護実践研修体系全体を見直すこととし、以下の取組を実施している。

- ① 「実践者研修」・「実践リーダー研修」双方のカリキュラムを見直し、認知症の介護技術を取り入れた実践的な研修カリキュラムを再構築するとともに、科目毎のシラバスの作成を行う。あわせてこれらの見直しを踏まえ「指導者研修」のカリキュラムを見直す。
- ② 新たな研修体系の一部を成すものとして、介護現場で認知症の基礎知識を有していない介護スタッフが多いことを解消するために、短期間で受講できる研修（以下「認知症介護基礎研修（仮称）」という。）のプログラムを作成する。また、研修事業全体に関し、介護現場の人達が受講しやすい研修とするために、単位制研修、通信教育制度、eラーニング等を活用した研修方法の構築についての検討に着手する。

本年 11 月現在において当該研究事業は継続中であり、研修方法の構築等については来年度以降に引き続き検討を行う予定であることから、これら新たな研修体系の制度的な導入については、本研究事業の成果を踏まえ、実施要綱改正など所要の準備事務を勘案すべきであるため、早くても平成 28 年度以降の導入を想定している。

なお、「認知症介護基礎研修（仮称）」については、当該研究事業の一環として、新たなカリキュラム（案）の内容に関する都道府県・指定都市担当者への説明会の開催等を予定しており、追ってお示しするので、了知されたい。

（４）認知症高齢者等の行方不明・身元不明への対応について

認知症高齢者等の行方不明・身元不明に関する取組については、本年 8 月 5 日に厚生労働省ホームページ上に「身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト」を設置するとともに、9 月には「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」（平成 26 年 9 月 19 日老発 0919 第 4 号厚生労働省老健局長通知）をお示ししたところである。

このうち特設サイトは、行方のわからない認知症高齢者等の検索を行っているご家族等が、都道府県圏域を越えて検索活動を行う場合において、全国 47 都道府県の

ホームページへすぐにアクセスできるよう設置したものであるが、10月30日現在で18府県とのリンクにとどまっている。

今般あらためて、本特設サイトの設置及び運用の趣旨について別添資料のとおりお示しするので、圏内市区町村に周知するとともに、現在未だリンクがなされていない都道府県においては、可能な限り早期の段階でリンク形成がなされるよう検討を進められたい。

別添

「身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイトの設置及び運用の趣旨について」

- この特設サイトは、行方不明となった認知症高齢者等が身元が不明のまま各市町村において保護される場合があることから、行方のわからない認知症高齢者等の検索を行っているご家族等が、都道府県圏域を越えて検索活動を行う場合において、全国47都道府県のホームページへすぐにアクセスし、当該アクセス先の都道府県圏域内の状況について迅速に確認できるよう、厚生労働省ホームページにおいて設置したものです。
- このため、圏域内において、身元が不明のまま保護されている方が存在していないことが明らかな場合にも、そのような状況がわかることが、ご家族等にとっては効果的な検索活動に資するものと考えています。（都道府県のホームページ上に問い合わせ先を明記することだけでも、検索の手がかりの一旦になると思われます。）
- また、ホームページ上で公開されている情報についても、本人の身元確認につながると考えられるできるだけ多くの情報が掲載されることや、新たに身元の判明につながると考えられる情報が得られた場合や身元が確認された場合等には、そうした情報が迅速に更新されることが、検索活動に資するものと考えています。
- こうした個人情報の掲載範囲については、各地方自治体における情報公開条例等との関係で、例えば顔写真等の公開が難しい場合であっても、本人の身元判明につながる事柄（発見時の服装や所持品、ほくろ等の身体的な特徴、方言や本人の発言など）が掲載されるだけでも、検索の手がかりの一旦になると考えています。